第４次
宜野湾市男女共同参画計画
～はごろもぷらん～

概 要 版

令和７年３月

宜野湾市

計画策定の目的

本計画は、すべての人が性別等にかかわりなく、人権を尊重しながら責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第９条及び第14条第３項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、ＤＶ防止法）第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）第６条第２項に基づく「市町村推進計画」の性格をあわせもつ計画です。

計画期間

本計画は、2025（令和７）年度から2034（令和16）年度までの10 年間を計画期間とし、中間年度である2029（令和11）年度に中間見直しを行います。なお、計画に位置づけられた施策・事業等の点検・評価を毎年度行うとともに、社会情勢の変化等によって計画に変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

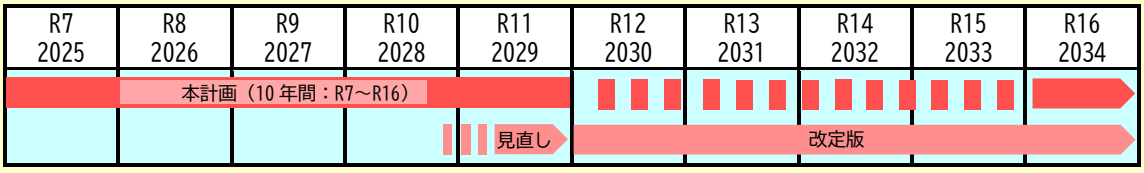

基本理念

本計画においては、すべての人がひとりの人間として尊重され、多様な場面で活躍していく姿を展望し、「すべての人が尊重され　すべての人が輝く　未来へつながる都市（まち）ぎのわん」を基本理念に掲げ、その実現に向けた方策を位置づけます。

すべての人が尊重され　すべての人が輝く
未来へつながる都市（まち）ぎのわん

基本目標及び具体的な施策

1. 性別役割意識（ジェンダーバイアス）解消の実現

すべての人が自分の個性や能力を活かして、社会のさまざまな場面に積極的に参加できる社会をつくるためには、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」というような固定的な性別役割の意識をなくすことが大切です。そのためには、一人ひとりがそのような考え方に気づき、自分の行動を見直すことが必要です。

そこで、すべての人が平等に活躍できる社会を目指して、広報や講座を通した市民への意識啓発に取り組むとともに、子どもたちが幼いころから性別による固定観念を持たないように、学校や保育の場での男女平等教育を推進します。

（１）男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実	1.	①男女共同参画（ジェンダー平等）に関する啓発・情報発信
	2.	②ふくふく講座による男女共同参画に関する学習機会の提供
	3.	③人材育成交流センターめぶき及び男女共同参画支援センターふくふくの利用促進

（２）学校教育等を通じた意識啓発・情報発信等の充実	4.	①学校教育を通じた男女共同参画の意識啓発
	5.	②性別役割にとらわれない進路選択・キャリア教育の実施

2. すべての人が能力を発揮できる環境の実現
（宜野湾市女性活躍推進計画）

すべての人が自分の力を発揮し、支え合いながら自立した社会生活を送るためには、家庭や地域、職場など、様々な場面において協力し合う仕組みや環境づくりが必要です。また、女性が多様な場面で活躍できるように、能力を伸ばすための支援や人材育成も重要です。

従来の男性の長時間労働を見直し、家事や子育てを主体的に担えるよう、保育や介護サービスの充実、地域活動への参加促進、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に力を入れていきます。こうした活動を通じて、すべての人が活躍できる環境づくりを進めるとともに、その実現を支える人材育成や能力向上にも取り組んでいきます。

（１）家庭におけるケアの分担・負担軽減の推進	6.	①男性の家事・育児・介護等におけるケア分担の促進
	7.	②仕事と育児・介護の両立に向けた意識啓発
	8.	③多様な子育てサービス等の充実
	9.	④介護サービスの充実
	10.	⑤妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
	11.	⑥市男性職員の育児休業の取得促進
	12.	⑦市職員の働き方改革の推進
（２）職場における男女共同参画の推進	13.	①市内事業所に対する関係法制度の周知
	14.	②市内事業所における女性の管理職登用及び職域拡大の促進
	15.	③組織内（行政機関）におけるハラスメント防止対策
	16.	④市職員における管理職等への女性登用及び職域拡大の促進
（３）就労・キャリアアップ・起業に対する支援	17.	①関係機関と連携した再就職・キャリアアップ等支援
	18.	②ひとり親家庭への自立支援
	19.	③女性起業家及び起業する女性への情報提供・支援
（４）地域や市の意思決定の場への女性の参画促進	20.	①各種審議会等への女性委員登用促進
	21.	②各種地域団体との連携及び支援
	22.	③性別役割にとらわれない地域活動の促進
	23.	④防災・復興における男女共同参画の推進
	24.	⑤地域における女性リーダー育成支援

3. すべての人が性や人権等を尊重する平和な社会の実現

すべての人が健康で安心して暮らせるためには、すべての人が性や人権を尊重し、自他の身体の大切さや生命の尊厳について理解を深めることが必要です。

そのため、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の大切さを広め、ライフステージに応じた性教育や健康支援を行い、すべての人が性を尊重し協力できる社会の実現に向け取り組みます。また、平和や国際協力の重要性を理解し、人種や性別、宗教、価値観などの違いを認め合う、多様性を大切にする社会（誰も排除されることのない社会）を築いていきます。

（１）身体的性差や性に関する理解の促進	25.	①ライフステージに応じた「こころ」と「からだ」の健康に関する正しい知識の普及啓発及び支援
	26.	②発達段階に応じた性教育・思春期教育の推進

（２）多様性や人権、平和に関する理解の促進	27.	①性の多様性の理解促進に関する取組の推進
	28.	②人権の尊重に関する取組の推進
	29.	③多文化共生の促進と外国人向けの情報提供支援
	30.	④平和行政・平和教育の推進

4. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

全ての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。ジェンダーに基づく暴力（性差や性自認を理由に向けられる暴力）は、DV（配偶者等からの暴力）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など様々です。こうした暴力の根底には、人権の軽視があると言われています。

男女共同参画社会を形成していくうえで、DV防止のための意識啓発や相談窓口の周知の徹底、関係機関との連携による被害者支援体制の強化等に取り組むとともに、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に取り組みます。

（１）DVの防止及び被害者支援体制の充実（宜野湾市DV防止基本計画）	31.	①DV防止に向けた啓発活動の推進
	32.	②加害者を生まないための意識啓発・情報発信
	33.	③相談窓口や通報・通告義務の周知徹底
	34.	④関係機関との連携による相談・支援体制の強化
	35.	⑤女性相談支援センター等との連携及び転居支援
	36.	⑥支援員等のスキルアップ支援
	37.	⑦被害者情報保護の支援措置

（２）ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない市民意識の醸成	38.	①暴力根絶に向けた意識啓発・情報発信
	39.	②ネットを介した性犯罪の防止及びメディア・リテラシーの向上推進

成果指標

指標No.	各基本目標の指標	過年度値（2019年度）	現状値（2023年度）	成果指標（2034年度）	備考 ☆新規指標
1．性別役割意識（ジェンダーバイアス）解消の実現					
1.	社会全体で男女の地位が「平等」であると回答する市民の割合	全体：14.8% 男性：20.3% 女性：11.6%	全体：10.7% 男性：18.1% 女性：　6.5%	男女ともに30%以上	出典：市民アンケート（2019、2024）
2.	「ジェンダー」について「内容もよく知っている」市民の割合	21.5%	34.7%	50%以上	出典：市民アンケート（2019、2024）☆
3.	ふくふく講座への男性参加者の割合（性別限定の講座を除く）	24.7%	28.2%	40%以上	
2．すべての人が能力を発揮できる環境の実現（宜野湾市女性活躍推進計画）					
4.	男性の家事時間（平日１日あたり）	48.1分	56.7分	65.5分以上	女性の家事時間は131.2分 出典：市民アンケート（2024）
5.	「両親学級（こうのとり倶楽部）」への父親の参加率	43.6%	85.9%	86%以上	
6.	２週間以上の育児休業を取得した市男性職員の割合	3.8%	53.3%	60%以上	女性：100%（2023年度）
7.	職場で男女の地位が「平等」と回答する市民の割合	全体：36.3% 男性：39.9% 女性：34.1%	全体：28.4% 男性：29.8% 女性：28.4%	男女ともに40%以上	出典：市民アンケート（2019、2024）☆
8.	市管理職に占める女性の割合	25.0%	26.1% (R6.4.1)	30%	
9.	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性割合	35.5%	31.1% (R6.4.1)	40～60%	
3．すべての人が性や人権等を尊重する平和な社会の実現					
10.	「（セクシュアル）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について「知っている」市民の割合	—	10.3%	30%以上	出典：市民アンケート（2024）☆
11.	「デートDV」について「内容もよく知っている」中学生の割合	—	27.9%	40%以上	出典：中学生アンケート（2024）☆
12.	「ダイバーシティ（多様性）」について「内容もよく知っている」市民の割合	—	21.6%	30%以上	出典：市民アンケート（2024）☆
13.	「セクシャル・マイノリティ（性的少数者）」について「内容もよく知っている」市民の割合	—	34.1%	50%以上	出典：市民アンケート（2024）☆

成果指標

指標No.	各基本目標の指標	過年度値（2019年度）	現状値（2023年度）	成果指標（2034年度）	備考 ☆新規指標
4．ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶					
14.	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する市民の割合	28.4%	38.5%	25%以下	出典：市民アンケート（2019、2024）☆
15.	自らのDV被害について「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答する市民の割合	36.9%	44.0%	25%以下	出典：市民アンケート（2019、2024）☆
16.	DVの相談先として市の女性相談窓口（こども家庭課女性相談・めぶき相談室）を「知っている」市民の割合	—	—	50%以上	（次回のアンケートで調査）☆
17.	「グルーミング」について「知っている」市民の割合	—	17.0%	30%以上	出典：市民アンケート（2024）☆

相談窓口

相談機関	電話番号	相談時間
めぶき相談室（女性相談）	896-1215	月～金：10時 ～ 17時
宜野湾市役所こども家庭課	女性相談：893-4643	月～金：8時30分 ～ 17時15分
ているる相談室	女性相談：868-4010 男性相談：868-4011	火～土：10時 ～ 17時(電話相談) 日、月：10時 ～ 16時(電話相談)
那覇地方法務局（法務省人権擁護局）	女性の人権ホットライン：0570-070-810 子どもの人権110 番：0120-007-110 みんなの人権110 番：0570-003-110	月～金：8時30分 ～ 17時15分
沖縄県女性相談支援センター 配偶者暴力相談支援センター	854-1172	月～金：8時30分 ～ 17時15分 土日祝：8時30分 ～ 12時、 13時 ～ 16時30分
中部配偶者暴力相談支援センター	989-6603	月～金：8時30分 ～ 17時15分
沖縄県警察本部 性犯罪被害専用相談	全国共通：＃8103 0120-656-110 または 098-868-0110	月～金：9時30分 ～ 18時15分 （夜間、休日は警察本部当直対応）
ＤＶ相談＋（プラス）	0120-279-889	24時間対応
沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	全国共通：＃8891 098-975-0166	24時間対応（台風時は閉所）
沖縄労働局雇用環境・均等室	職場でのセクハラ、マタハラ、パタハラについての相談：868-4380	月～金：8時30分 ～ 17時15分
沖縄県女性就業・労働相談センター	女性就業のお問い合わせ ◆電話相談：0120-633-993（フリーダイヤル） ◆対面相談申込：098-863-1788 労働相談のお問い合わせ(性別不問、労働者、使用者) ◆電話相談：0120-610-223（フリーダイヤル） ◆対面相談申込：098-941-4750	◆電話相談・対面相談申込 月～金：9時 ～ 17時 ◆対面相談 月～金：9時 ～ 16時